

特定化学物質等障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 特定化学物質等障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件	特定化学物質等障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件
特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。 一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあっては、次に定めるところによること。 イ 昭和五十年労働省告示第七十五号（以下「昭和五十年告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあっては、そのフレードの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30、31若しくは33から36までに掲げる物の濃度が、昭和五十年告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないよう稼働させること。	特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という。）第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。 一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあっては、次に定めるところによること。 イ 昭和五十年労働省告示第七十五号（以下「昭和五十年告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあっては、そのフレードの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から3まで、5から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30、31若しくは33から36までに掲げる物の濃度が、昭和五十年告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないよう稼働させること。
（略）	（略）
二 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設けるブツシユブル型換気装置にあっては、次に定めるところによること。	二 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設けるブツシユブル型換気装置にあっては、次に定めるところによること。
イ 特定化学物質障害予防規則第七条第二項第四号及び第五十条第一項第八号ホの厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十七号。以下「要件告示」という。）第一号に規定する密閉式ブツシユブル型換気装置にあっては、同号	イ 特定化学物質等障害予防規則第七条第二項第四号及び第五十条第一項第八号ホの厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十七号。以下「要件告示」という。）第一号に規定する密閉式ブツシユブル型換気装置にあっては、同号

ハに規定する捕捉面における気流が同号ハに定めるところに適合するよう稼働させること。

口 (略)

号ハに規定する捕捉面における気流が同号ハに定めるところに適合するよう稼働させること。

口 (略)